

碧南市民図書館雑誌スポンサー制度実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、碧南市広告掲載実施規程（平成21碧南市訓令第12号。以下「広告規程」という。）に定めるもののほか、碧南市民図書館雑誌スポンサー制度（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業は、碧南市民図書館（以下「図書館」という。）に配架する雑誌のうち、特定の雑誌の購入費用を法人その他の団体が負担することで、雑誌コーナーを充実させることにより、市民へのサービス向上に資するものとする。

2 図書館に配架する雑誌に広告を表示する者（以下「スポンサー」という。）は、提供する雑誌（以下「提供雑誌」という。）の購入費用を負担するものとする。

3 スポンサーは、図書館が作成した雑誌リストから広告掲載する雑誌を選定する。

4 提供雑誌の配架場所は、図書館が指定する。

5 図書館は、提供雑誌の最新号のカバー表面及び提供雑誌の配架場所にスポンサー名を表示し、最新号のカバー裏面に広告を掲載するものとする。

6 図書館は、提供雑誌の最新号のカバー裏面に掲載した広告と同様のものを図書館内に設置し、配布することができる。

(スポンサーの資格要件)

第3条 スポンサーは、法人その他団体（個人事業主を含む。）を対象とする。ただし、広告規程第3条第1項に規定する業種又は事業者は、スポンサーとなることができない。広告の掲載期間中において該当するに至ったときも同様とする。

(広告の内容)

第4条 広告の内容は、広告規程第3条第2項に該当してはならない。

(スポンサーの責務)

第5条 スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負う。

2 スポンサーは、広告を掲載する権利を第三者に譲渡してはならない。

(申込方法及び期間)

第6条 スポンサーの申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、碧南市民図書館雑誌スポンサー制度申込書に必要事項を記入し、掲載を希望する広告を添えて、教育委員会へ提出するものとする。

2 募集期間は、毎年12月1日から翌年2月1日までとする。ただし、募集期間終了後の申込みも可能とする。

3 前項の募集期間における12月1日又は2月1日が休館日の場合は、それぞれ翌日を対象とする。

(決定方法)

第7条 教育委員会は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、碧南市民図書館雑誌スポンサー決定通知書（以下「決定通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

2 前項の規定による審査は、広告規程第7条の審査会の例によることとする。

3 第1項の規定により決定を行う場合、前条第2項の募集期間内に同一の雑誌に複数の申込みがあったときは、教育委員会が抽選を行い、その後は申込順により決定を行う。

(広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は、提供雑誌が納入された日から当該年度の3月末までに納入された提供雑誌の次号の発行日までとする。ただし、年度の途中から申込みをした場合は、教育委員会が掲載を決定した月の翌月から当該年度の3月末までに納入された提供雑誌の次号の発行日までとする。

2 広告の掲載期間の満了日の2月前までに、スポンサーから解約の申し出のない場合は、広告の掲載期間を自動的に1年延長するものとし、以降も同様の取扱いとする。

(広告料の納入)

第9条 スポンサーは、選定した雑誌の購入費用を次に掲げる方法により教育委員会が指定する納入業者（以下「納入業者」という。）へ決定通知書において指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 納入は、提供雑誌の納入の開始から当該年度の3月末までを一括払いとする。

(2) 提供雑誌の発行回数又は価格の変動により提供雑誌の価格が減額された場合は、年度末にスポンサー及び教育委員会との協議により、広告の掲載期間の延長又は広告掲載の場所の追加の措置を行うものとする。

(3) 提供雑誌の発行回数又は価格の変動によりスポンサーの支払った金額に不足が生じた場合は、当該不足分を納入業者へ支払う。

(4) 購入費用の支払いの際に発生する振込に係る手数料は、スポンサーの負担とする。

(広告内容の変更及び広告掲載の取り下げ)

第10条 スポンサーが広告内容の変更を希望する場合は、変更を希望する日の30日前までに碧南市民図書館雑誌スポンサー制度広告内容変更申請書に変更後の広告を添えて教育委員会へ提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、広告掲載の可否を決定し、碧南市民図書館雑誌スポンサー制度広告内容変更決定通知書により通知する。

3 前項の広告掲載の可否の審査については、第7条第2項の規定を準用する。

4 スポンサーが広告掲載を取下げの場合は、碧南市民図書館雑誌スポンサー制度解約申出書を教育委員会へ提出しなければならない。

5 教育委員会は、前項の申出により広告掲載を取下げるときは、碧南市民図書館雑誌スポンサー制度解約通知書により通知する。

(広告掲載の振替)

第11条 スポンサーが広告掲載する提供雑誌が休刊又は廃刊した場合は、教育委員会と協議の上、別の雑誌に広告の掲載を振り替えることができる。

(広告掲載の取消し)

第12条 教育委員会は、スポンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) スポンサーが第4条の規定に抵触することが明らかになったとき。

(2) 提供雑誌の納入がないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が広告の掲載を適当でないと認めたとき。

2 教育委員会は、前項により広告掲載を取り消すときは、碧南市民図書館雑誌スポンサー制度取消通知書により通知する。

(提供雑誌の所有権)

第13条 提供雑誌の所有権は、教育委員会に帰属するものとする。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規程の施行について必要な準備行為は、施行日の前においても行うことができる。